

平成24年6月12日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うち石油給湯機(薪兼用)1件、石油温風暖房機(開放式)1件、カセットボンベ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 1件
(うち空気圧縮機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うちスライサー1件、空気圧縮機1件、電動車いす(ジョイスティック形)1件、延長コード1件、電気洗濯機1件、ルーター(パソコン周辺機器)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件
該当案件無し

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号A201100197を除く)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) トキコ株式会社（現 株式会社日立産機システム）が製造した空気圧縮機について （管理番号A201100197及びA201200189）

① 事故事象について

トキコ株式会社（現 株式会社日立産機システム）が製造した空気圧縮機及び周辺を焼損する火災が発生しました。

管理番号A201100197の事故の原因は、当該製品の制御ユニット内部の部品（コンデンサ）不良によりヒューズに過電流が流れた際にヒューズが樹脂で覆われていたことから溶断後アーク放電が長く継続し、制御ユニット周辺の樹脂が高温となり、火災に至ったものと考えられます。

また、管理番号A201200189の事故については、当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中です。

② 再発防止策について

同社は、当該製品（機種・型式は下記③）について、事故の再発防止を図るため、平成19年10月1日にホームページに情報を掲載し、無償点検及び基板の交換を実施しています。

③ 対象製品等：機種・型式名、製造期間、改修対象台数

機種・型式	製造期間	改修対象台数
PA1800V	平成11年3月～平成13年3月	6,926台

改修率 93.5%（平成24年6月4日現在）

対象製品の確認方法：カバー色が紫色で上面に大きく「1800V」と表示してあります。



型式銘板		型式
軽搬型ベビコン		PA1800V
型式	PA1800V	空気タンク内 2.16MPa
周波数	50/60Hz	最高圧力 [22kgf/cm ²]
入力	1350W	シリンダ径(mm) (低)67x24x1
電流	15 A	x行程(mm) x数 (高)45x10x1
回転速度	2200min ⁻¹ 以下	空気量 140L/min
製造番号	00000000	(0.69MPa[7kgf/cm ²])
Hitachi, Ltd.		TOKICO
製造番号		メーカー名: トキコ株式会社

④ 消費者への注意喚起

当該製品をお持ちで、まだ製造事業者の行う無償点検及び基板の交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

(株式会社日立産機システムの問合せ先)

電話番号：0120-700-433

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ホームページ：<http://www.hitachi-ies.co.jp/information/20071001.htm>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当)

担当：中嶋、長井、川船^{かわふね}

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

(トキコ株式会社（現 株式会社日立産機システム）が製造した空気圧縮機についての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮下、古田、長沼 電話：03-3501-1707（直通）

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200187	平成24年5月26日	平成24年6月7日	石油給湯機(薪兼用)	EB-1200	株式会社ノーリツ	火災	建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	製造から20年以上経過した製品
A201200194	平成24年5月27日	平成24年6月8日	石油温風暖房機(開放式)	FW-363L	ダイニチ工業株式会社	火災	住人が外出中、集合住宅の一室を焼損する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A201200195	平成24年3月20日	平成24年6月8日	カセットボンベ	なし	東邦金属工業株式会社(輸入事業者)	重傷1名	当該製品をガスストーブ(ガスボンベ式)に装着し、スイッチを入れたところ、ガスストーブから出火し、1名が火傷を負った。現在、原因を調査中。	高知県	事業者が事故を認識したのは、5月30日5月29日に公表したガスストーブ(ガスボンベ式)に関する事故(A201200155)と同一

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201100197	平成23年5月31日	平成23年6月20日	空気圧縮機	PA1800V	トキコ株式会社(現株式会社日立産機システム)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故原因は、当該製品の制御ユニット内部の部品(コンデンサ)不良によりヒューズに過電流が流れた際にヒューズが樹脂で覆われていたことから溶断後アーク放電が長く継続し、制御ユニット周辺の樹脂が高温となり、火災に至ったものと考えられる。なお、事業者は、当該製品について、平成19年10月1日から無償点検及び基板の交換を実施している。	宮城県	平成23年6月24日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの(特記事項を参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200188	平成24年5月21日	平成24年6月7日	スライサー	重傷1名	当該製品で野菜を調理していたところ、左手指を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	
A201200189	平成24年5月27日	平成24年6月7日	空気圧縮機	火災	倉庫内にあった当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者名:トキコ株式会社(現 株式会社日立産機システム) 機種・型式: PA1800V 当該事故は、製品起因か否かが特定できていないものであるが、当該製品の使用者等に向けてリコール内容を周知し、製品改修を着実に促すため事業者名及び機種・型式を公表するもの 平成19年10月1日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率 93.5%
A201200190	平成24年3月27日	平成24年6月7日	電動車いす(ジョイスティック形)	重傷1名	当該製品に乗車しようとしたところ、転倒し、負傷した。乗り降りには電源スイッチを切った状態で行うよう取扱説明書に注意表記してあるところ、電源スイッチを入れたまま乗車しようとした可能性を含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者が事故を認識したのは、5月30日 5月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201200191	平成24年5月17日	平成24年6月8日	延長コード	火災	当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201200192	平成24年5月27日	平成24年6月8日	電気洗濯機	火災	火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品を故障したまま使用していたことが要因となった可能性を含め、現在、原因を調査中。	広島県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201200193	平成24年5月26日	平成24年6月8日	ルーター(パソコン 周辺機器)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が事故を認識したのは、5月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件無し